

| 会 長 | 事務局長 | 局長補佐兼係長 |
|-----|------|---------|
| | | |

第808回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年12月21日（金）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（18名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 番 田村 磨利 | 2 番 山口 一晴 | 3 番 濱田 頼之 |
| 4 番 山本 欣史 | 5 番 岩本 誠司 | 6 番 小川 節美 |
| 7 番 澤田 誠規 | 8 番 今津 久雄 | 9 番 小島 久司 |
| 10 番 寺田 巧 | 11 番 羽賀 大透 | |

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 松本 功 | 2 番 保田 稔 | 3 番 川島 照久 |
| 4 番 西山 讓 | 5 番 細川 秀信 | 6 番 山本 大 |
| 7 番 浦田 久永 | | |

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
産業振興課長補佐 岩村 研治

5. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 宿毛市農用地利用集積について
議案第3号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 これより、第808回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、1番田村磨利委員、2番山口一晴委員にお願いします。

○議 長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
今回の3条許可申請は、贈与と売買のあわせて2件になります。
番号17番。場所は2ページに位置図をつけております。大字伊与野、場所は、地区内の2か所に分かれており伊与津川沿いの農地1筆と伊与野川に面した農地のうちの1筆のあわせて2筆です。
親から子への贈与で、取得後は田では水稻を作るとの計画が出されております。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きますして番号18番。場所は3ページに位置図をつけております。大字宿毛。県道7号主要地方道宿毛城辺線沿い、エヴィくりはら宿毛店の西隣の農地1筆です。譲受人は、双子の兄弟で持ち分は半分ずつになります。
売買で、取得後は畑でぶどうを作るとの計画が出されております。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きますして、受付番号17番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いします。

○寺田委員 【議案書をもとに17番朗読】
寺田委員より発言。

○議 長 続きますして、受付番号18番について、街区担当の田村委員より説明をお願いします。

- 田村委員 【議案書をもとに18番朗読】
田村委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の2件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案書は4ページになります。今回は3件です。それでは順番にご説明いたします。
- はじめに、番号18番及び19番の利用権設定について、一括して説明させていただきます。
- 今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。
- まず、議案第2号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど5ページにあります議案第3号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のありました 2 件 5 筆の内訳は、受付番号 18 番、19 番ともに所在地は山奈町芳奈、いずれも国道 56 号線芳奈口交差点から芳奈地区に進み県道橋上平田線沿いに広がる農地のうちの 2 筆になります。

なお、貸借の期間は、いずれも平成 31 年 1 月 10 日から平成 41 年 1 月 9 日までの 10 年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました 18 番、19 番について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして番号 20 番。こちらはこれまで利用権が設定されておりましたが一度解約手続を行い、相手方を変更し新たに設定を行うものです。

場所は大字和田。松田川沿いに広がる農地のうちの 1 筆になります。地目は田。現地にはハウスがありイチゴを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きまして、受付番号 18 番及び 19 番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに 18 番及び 19 番朗読】
澤田委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号 20 番について、和田地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに 20 番朗読】
田村委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入らせていただきます。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」3件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 岩村課長補佐入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 岩村課長補佐より議案の説明をお願いいたします。

○溝渕主事 産業振興課岩村です。よろしくお願いいたします。

それでは5ページをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

議案第3号として5ページをご覧くださいますと、こちらの別紙借受選定理由書によりますと、山奈町芳奈字●●●●●●●●につきまして受け手として応募されております中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 まあ、一番ここへいる澤田委員さんが代表を務める●●●ですので、文句のつけようがないかと思いますが。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第3号2件は、市に答申することになりました。岩村課長補佐ありがとうございました。

(産業振興課 岩村課長補佐退室)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号38番。申請場所、所在地伊与野。登記地目畑2筆。地図の方は7ページになります。場所は、伊与野橋を渡り伊与津川沿いに奥に入った土地で1409番1は昭和63年頃、倉庫を建築し1410番1は昭和34年頃一般住宅を建築し現在に至る。

次に、番号39番。申請場所、所在地押ノ川。登記地目畑1筆。地図の方は8ページになります。場所は、国道56号線、ますや家具倉庫の前を左折し奥に入った土地で約20年前から耕作放棄し原野となり現在に至る。

倉庫を奥へ入った土地で、約 50 年前から耕作放棄し現在に至る。

以上 2 件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きます、受付番号 38 番について、伊与野地区担当の寺田委員お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに 38 番について朗読】

寺田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号 39 番について、押ノ川地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに 39 番について朗読】

田村委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

(県に送付した結果の報告について)

○事務局長 第804回・第806回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号12号・14号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局長 続きまして、事務局から5点報告いたします。

(農業委員等の綱紀粛正について)

資料1をご覧ください。高知県農業会議から12月11日付けで通知のありました内容につきましてご説明いたします。

このことにつきましては、11月6日の総会にて一度報告いたしました。その直後、大阪府の羽曳野市農業委員会におきまして農地の転用を巡り元農業委員及び元事務局職員が、不動産会社が計1500㎡の農地を無断で駐車場に転用すると知りながらも農地法上の手続を進めたとして、農地法違反のほう助の疑いと不適切な行為が明らかとなり書類送検されております。

以上の事からこのような不祥事が発生しないよう、農業委員会が担っている職務の重要性について、十分認識したうえで公正・公平な職務の執行に向けて通知が届いておりますので改めてご確認くださいませようお願いします。

なお、このことにつきましては、高知県知事から各市町村長あてに同様の通知が届いておりますのであわせてお知らせいたします。

(農業祭での農業者年金相談コーナー開設のお礼について)

1点目は、先日開催されました農業祭についてのお礼です。当日は天候にも恵まれ、農地・農業者年金相談コーナーの開設に際し、会長をはじめ加入推進委員さん、また、農業祭へスタッフで参加されておりました委員のみなさまありがとうございました。お疲れさまでした。

相談コーナーでは、事務局と加入推進部長の田村委員と共に相談へ対応した結果3名の方と面談を行い、その後、加入の検討を考えている方に対し先日戸別訪問を実施しておりますのでご報告いたします。今後も引き続き加入推進の取り組みとして今年度2名の新規加入を目指しておりますので、目標達成に向けて、委員の皆さまから若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますよう、お願いいたします。

(源泉徴収票について)

2点目は、平成30年度の源泉徴収票についてのお知らせです。

平成30年度の源泉徴収票は、次回総会議案送付時(1月18日(金))の

予定) に、同封の予定ですのであわせてお知らせいたします。

(来年の農業委員手帳の配布と活動記録簿の提出について)

次に 3 点目はお手元に配布しております、来年度の農業委員手帳と農業委員会活動記録セットについてです。

まず手帳については、見開き 1 週間、前年 12 月始まりのダイアリーには農業委員会活動の予定と結果を記入できます。農業委員の身分証明書が付いていますので、農地法に基づく立入調査等など農業委員会活動の際の身分証明として活用いただけます。付録資料として、改正された農業委員会制度の概要、農地法 3・4・5 条の許可基準や基盤法の利用権設定の条件、遊休農地対策などの概要をコンパクトに掲載。最新統計や関係機関の連絡先も載っており、農業委員会活動に必携の手帳です。どうぞ有効にご活用ください。

続きまして、「2019 年農業委員会活動記録セット」と「農業委員会活動記録簿」についてご説明いたします。

(活動記録簿の提出について)

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

また、現在配布、使用しております記録簿は来年 3 月末まで使用し、4 月からの新年度は新しい記録簿を配布予定ですのでお知らせいたします。

今後も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

続きまして、活動記録簿の提出については、今年度から、新たな農業委員会組織における農業委員や農地利用最適化推進委員の積極的な活動を推進するため、農地の集積や遊休農地解消等の活動実績に応じた手当を報酬に上乗せする、農地利用最適化交付金の活用に伴い委員の皆さまには活動記録簿の記入をお願いしているところであります。

(次回総会日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせいたします。次回は 1 月 25 日(金) 午後 3 時 30 分開会の予定です。当日は、総会開催にあわせて農地利用の最適化をテーマに、高知県農業会議による説明を現在調整中です。

なお、総会への各種申請書類受付は来月 7 日月曜日に締切、議案送付は 1 月 18 日金曜日の予定です。

また、総会終了後、新年会を予定しておりますので、あわせてご出席をお願いします。出欠の確認を含め場所など詳細につきましては、議案送付時にあわせてお知らせいたします。

事務局からの報告は以上です。

○議 長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第808回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成30年12月21日

会　長

農業委員

農業委員